



平成 27 年 8 月 5 日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 吉葉 昌宏

賃金指導官 成瀬 弘夫

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

平成 27 年度栃木県最低賃金の改正答申される

— 栃木地方最低賃金審議会答申 —

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 那須野公人 作新学院大学 教授)は、平成 27 年 7 月 7 日(火)、栃木労働局長から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、計 3 回にわたり、調査審議を重ねてきたが、8 月 5 日(水)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長 堀江 雅和に対し、
「時間額 751 円(引上げ額 18 円、引上げ率 2.46%)」
とする旨の答申を行った。
- 2 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7 月 30 日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(栃木県の場合は、Bランク18円の引上げ)を尊重しつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1のとおり決められたものである。
- 3 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年 10 月 1 日の発効予定である。

【参考：栃木県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最低賃金額	685 円	697 円	700 円	705 円	718 円	733 円
対前年度上昇率	0.29%	1.75%	0.43%	0.71%	1.84%	2.09%
対前年度上昇額	2 円	12 円	3 円	5 円	13 円	15 円